

第3回わいせつ事案防止対策有識者会議
議事概要

1 議題

(1) 第2回会議の議論の整理

- 上記について、資料1に基づき、事務局から説明した。
- 主な意見等
 - ・ 特になし。

(2) 具体的方策（方向性）と実施に向けた検討（非公開）

- 資料5（非公開）のわいせつ事案（5例）を前提に、資料3及び同別紙1に基づき、検討した。

[1 事務局から提出された取組]

ア 取組(7)「教員採用試験の工夫・改善」

- ・ 性癖のある人をチェックする、場合によっては可能性をチェックして、排除することになると思うが、そういうことをしてはいけない。教員の人権やプライベートなど、いわゆる倫理の問題に抵触する。面接でこういうことをやってはいけないし、また、専門家でも面接でチェックすることは不可能である。
- ・ 採用試験の段階でチェックするという事は難しい。人権の問題にも関わるので、慎重に判断する方がいい。
- ・ 臨床心理士から、面接員として聞いた方が良いと思うキーワードやアドバイスを事前にいただければ、その言葉を使って質問することができる。これは有用である。
- ・ チェックが必要であるならば、支配性があるかどうかや、子供たちとの触れ合いの様子を見てチェックするものでないと難しい。一問一答の質問では何かを発見するのは難しい。
- ・ 教員を採用した後、教員を育てていくという教育の方が大事である。そこでセレクトすることに神経質にならなくていい。どう教員を育てるかという方が重要である。

イ 取組(8)「性被害の深刻な実態について理解を深める研修等の実施」

- 主な意見等
 - ・ 性被害については、教職員との関係性があって被害を受けた場合と、単発的に学校外で起きた被害では、被害者の気持ちも異なるので、それぞれ別の関係団体に依頼した方がいい。
 - ・ 研修は、一方的な知識の注入よりも、グループ討議をするなど参加型の研修の中で、被害者への想いであるとか、教職員の役割や責任感などを感じる研修にすべきである。
 - ・ わいせつ事案について、教職員に考えさせるということは大変貴重である。体罰は、繰り返し研修を行ったことで、学校内でそんなことある訳ないという空気ができている。日常的に繰り返し研修を行うことが重要である。

- ・ 関係団体の話は非常に貴重であるが、県立学校の教職員数は多いので、どれくらい対応できるのか。被害に遭った生徒の声を聞くことは紙ベースでもいい。
- ・ 環境の問題の検討が不足している。カウンセリングや教育相談においても相互に監視されているという意識を持つことが重要で、透明性が守れる環境要因を考える必要がある。
- ・ 学校の透明性は、管理職以外にも教職員がお互いに日常的に教室に入って授業観察をする、部活動をお互いに見たりすることで、学校内の死角がなくなる。これはすぐに実施できる。
- ・ 子どもと話をするとき、自分は教職員の代表として話をしているという意識を持ち、他の教職員が他者として内面化されているということが監視システムである。そうしたシステムを学校の業務の中で積み上げていく文化が必要である。このことはわいせつ事案の防止以外にも教職員がお互いに支えていくことにつながるので、見直していくべきである。
- ・ 研修内容については、仮に子どもから誘ってくるようなことがあった場合に、教職員としてどう対応すべきか、付き合っているつもりというのが、どれだけ子どもに大変な影響を及ぼすかということを知らせる研修が必要である。
 一方で、例えば、防止のための取組を校内でどのように実施していくのか、支配性をなくすにはどうすればいいのか、トラウマ体験を持った子どもにどう対応していけばよいかといったことについて、学校内で一緒に考える研修も必要である。
- ・ 個人的な研修の機会を増やすべきである。自分で望んで研修して、その成果があって、それを子どもたちに返していくという、そういった充実感が持てるような研修が必要である。
- ・ 裁量権と達成感、この二つを満たしていることが働きやすいということである。言われたとおりに、こうやりなさい、言われたとおりにやってみなさい、そうするとやる気を失くして達成感は感じられない。一番働きにくい、受け身の労働である。
 好きなとおりに、思ったとおりにやってみなさいと、裁量権が与えられて、そして、できた場合には、校長の手柄とかじゃなくて、ちゃんと教職員の手柄として認めてあげる。そういう達成感、この部分を持たせられるような教育が必要であると思う。

[2 委員からの意見]

ア 方策(1)「映像による充実した研修資料の活用」

- ・ 映像を見せることによって、自身の客体化というか、姿勢を振り返るという点で効果があった。映像というのは、圧倒的にインパクトがあって、校長が1対1で面接する以上に、視覚に訴える力がある。
- ・ 映像を手掛かりにして言語的な理解をすることができるということにもつながる。映像を利用するというのはいいいアイデアだし、やっていくべきである。ただ、どのような内容を採択し、精査するかという問題はあある。

イ 方策(5)「児童・生徒に対する心理教育（性的被害の理解促進）」

- ・ 予防のための教育というのは、早くしていかなければいけない。教職員からの被害以外にも、保護者、塾の先生からもどこでも起きることである。その予防を学校できちんと教えていくというのは大切なことなので、それは早目に推進していただきたい。
- ・ 身近な加害者による被害の場合、被害申告までの期間は、4分の3以上が2年以上の長期にわたることが分かった。つまり、その間は、子どもたちは被害に遭っているときちゃんと認識もできていないし、それを他に言うこともできなかったということである。
- ・ 子どもに教育をきちんとして、SOSを出すチャンスを与えるということがやはり必要なことであると感じる。
- ・ 性的被害について、子どもはSOSを出せない。だから、そういう危険極まりない状況に陥っても、子どもがそれを言い出すというのは難しい。これは大人になってもできないという人がたくさんいる。SOSを出せない子どもはケアの対象にはならない。そういう意味では、子どもへの心理教育というのは非常に大事になる。
- ・ 子どもたちと対応する人は、トラウマ反応について研修を受けていきたいと思いますという機運がある。今後、おそらく、その流れは、学校の教育現場にも必ず入ってくるので、大人の方が勉強しておく、子どものSOSを声ではなくて言動としてキャッチできる。
- ・ 性被害が後々、人格形成にどのように影響を及ぼすのか、そういう体験をした人は、早目に申し出ること、そうなった時の対処や心構えというようなことが、おそらく心理教育になると思う。
- ・ 学校での性被害は、子どもが黙っていても、直接ではなく日常生活で不適合が起こるなど、他の問題が出てくる。
- ・ 学校内で、恋愛の延長や、グルーミングを経て行われるわいせつな行為は、子どもとの距離が非常に近くなっているなどの予兆がある。物理的に話す時にかなり近い、親しげにどこかに手が触れている、事案を一人で抱え込んでいるなど。自分が子どもとの距離が近くなってきた時にどう対応するかを、話し合う場が必要である。

ウ 方策(6)「教職員の理性を保ち、高めるための方策」

- ・ 管理職の目より、同僚からの目が抑止になる。管理職としてやるべきことは、同僚性をどう深めていくかということが大切である。
- ・ 管理職は自分がすべての教職員を管理、監視するのではなく、教職員一人ひとりが、お互いの目を意識して、自分の役割を認識していくことが必要である。
- ・ 情報を共有することを習慣化できれば、わいせつ事案は起こらないと思う。個人でなくチームで仕事をするのが普通にならないといけない。
- ・ 教職員として働くことの意味、教職の素晴らしさといったことを、どんどん発信していくことが必要で、わいせつ事案の防止のためだけの倫理ということではなくて、大きな枠でぜひ捉えていただきたい。具体的には、メッセージが出されても

構わないし、研修の中でも伝えられてもいいと思う。

- ・ 教職員としての倫理規程を作り、何度も反復、復唱しながら、自分の心に理念が宿るまで繰り返し研修をしたり、皆で確認をしあったりすることを明確にすることが大事である。
 - ・ 繰り返し反復することはまさに言語化である。なぜ教職員をやっているのかと、自分の存在を言語化することが必要である。襟を正して、児童・生徒の心に寄り添うということを強く意識してほしい。
 - ・ わいせつ事案から倫理規程を作るということには少し賛同しかねる面がある。ただし、教職員の存在が揺れている時代なので、教職員としての責任や、プロ意識として社会から何を負託されているかを整理する必要がある。倫理規程の形とするかしないかは難しいが、問題として整理は必要で、このことに関してメッセージ等を発出していくべきと思う。
 - ・ 「うちの学校の子どもは大丈夫。」「私は大丈夫。」は絶対ないという前提に立たないといけない。学校内に隠れて被害に遭っている子どもは1割はいるといわれている。外から見抜くことが難しい状況では、身近な人が何かされているということを含め、被害に遭っている児童・生徒がいることを前提に動き、皆で考えていくことが重要である。
 - ・ 教職員のアイデンティティという意味では倫理はよりどころになるのは間違いない。しかし、せっかく規程を作っても空洞化させては意味がない。どういう手立てをするかが大切である。
 - ・ 学校の機能評価項目に倫理について入れると実施のスピードが上がるのではないか。
 - ・ 医師や弁護士は、研修や事例に基づく研修は全員やる。教職員に倫理研修がないことに正直びっくりしている。
 - ・ 倫理規程を意識し、教職員としての自覚を持っている人は性的な行動なんてしない。教職員としてのプロ意識を宿している人はみだらな行為なんてしない。だから倫理を高めることが必要。
- エ 方策(7)「行動化を言語化させるための方策」
- ・ 言語化する機会を日常的に作っていくことである。一つは、学校の中で、仲間研修をしていくことが必要である。また、校長が一人ひとりの教職員に語り掛ける機会を増やして、不安なことがある場合には、問いただしてみるとか、声を掛けてみるとか、その教職員の状況をチェックする中でやっていくしかない。
 - ・ ご意見箱を設置して色々な意見を聞いている。公衆電話の隣など何かのついでに意見を入れることができる場所に箱を置き、不正がないように二人以上で定期的にかけている。意見は、倫理委員会で議論し、判断するシステムを作っている。倫理委員会は月に1回程度必ず開き、皆が順番に倫理委員になっている。
 - ・ ストレスにより本来持っている理性、アイデンティティが弱まると、本能だけで走る行為につながるから、悩みの問題に対処していく必要がある。これは、未然防止と

いうよりも教職員のメンタルヘルスとして、健康な精神をどう維持していくかである。

- ・ 教職員としてのアイデンティティをしっかり持つことができれば、ストレスを快方できるし、邪心や本能などに翻弄されないような生活ができる。問題を問題にさせないためのメンタルヘルスという意味で考えればいい。
- ・ ストレスチェックの項目などを吟味していくと、取組として、オリジナリティのあるものになるかと感じた。

オ その他の個別事項について

- 資料3、別紙2に基づき、事務局から説明した。
- 主な意見等
 - ・ 既に議論の中で触れている内容も多い。特に意見はない。

カ 県議会決議等に関連した提案

- ・ 3月24日に県教育委員会において、教職員の綱紀粛正に関する決議がなされ、さらに、翌日、3月25日には、県議会からも、「県内公立学校のたび重なる不祥事に対する猛省及び徹底した再発防止策を求める決議」がなされた。

このような状況を踏まえ、各県立学校、市町村立学校において、あらためて、全教職員に対して、不祥事防止について丁寧な指導を実施することを提案したい。具体的な実施方法については、事務局に任せる。

(3) 提言案の検討等

- 資料4に基づき、事務局から説明した。
- 主な意見等
 - ・ 倫理規程について、トップダウンで何かやってもらう時代ではない。ボトムアップでやってもらうためのサジェスションとして実施してほしい。医師でも弁護士でも倫理規程があるので専門職として誇りを持っている。
 - ・ 具体的方策等の項目については、これまでの議論がまとまった形で示されており、これで良いと思う。
 - ・ 県としてわいせつ事案を簡単に考えていない、今までと違う一大事と捉えて対応しているということを県民目線で感じてもらわないといけない。是非そこは積極的に取りまとめていただきたい。
- 提言のとりまとめ
 - ・ 作成した提言案を各委員に確認してもらい、最後のまとめについては、座長と事務局で調整することとする。

2 あいさつ

- 石塚行政部長から、委員に対し、これまでの議論について感謝を述べ、委員からの意見を踏まえ、わいせつ事案根絶に向けた取組を推進していく旨のあいさつがあった。

以上